

“いわきデジタル・アーカイブ(写真、映像)”が持つ 発展の可能性

小宅 幸一

1. はじめに

一般的に「アーカイブ」の概念は、博物館や美術館、図書館などの所蔵品をはじめとする有形・無形の文化資産であり、これまでは収集・収蔵することが主眼とされてきた。

これらは、長年一般の目に触れることはごく限られていたが、近年、デジタル化が進んだことによって、文化資産をはじめ幅広く電子データとして容易に蓄積・保存・提供することが可能となった。これら電子化されたデータの集合体は、「デジタル・アーカイブ」^(注1)と呼ばれている。

このデータ化によって、史料・資料の取り扱いは2分化に向かい、原本とデジタル・データは別に取り扱われるようになった結果、後者はその取り扱いの容易さから、大学研究者や専門家と呼ばれる領域を超えて、一般市民の目に触れやすくなった。その反面、生涯学習に寄与するためには、どのように整備し、どのように活用されるべきかという観点に立つと、まだ完成の域がみえないといわざるを得ない状況にある。

ここでは、多種多様なデジタル・アーカイブのうち、写真や映像のデジタル・アーカイブがどのように構築されて、活用されていくのかについて、全国的な潮流を踏まえながら、いわき市の可能性を考えてみたい。

2. デジタル化がもたらした、アーカイブに対する考え方の変化

2003(平成15)年、政府のIT戦略本部から打ち出されたe-japan構想では、デジタル・アーカイブに対する考えとして、「2005年度までに、放送・出版、映画等のコンテンツや、美術館・博物館、図書館等の所蔵品、Web情報、地域文化、アジア諸国との関係に関わる重要な公文書等について、デジタル化・アーカイブ化を推進し、インターネットを通じて国内外に情報提供が行われる必要な措置を講ずる」ことが示された。

打ち出された方向性からは、アーカイブの対象が、「文化的価値のある所蔵物」であり、「国に関わる重要な公文書」であることが明記されている。つまり、方針に基づいて選別された資料がデジタル・アーカイブ化の対象となった。これを推進していく拠点としては、放送界や美術館・博物館、国の省庁などが意識されている。

これに対し、2004(平成16)年4月に、歴史学や情報学の研究者、企業人が参加して発足した「日本アーカイブス学会」は、資料を特定せず、記録資料の総体を「アーカイブス」と呼称した。同

会は課題の一つとして、電子化された多くの現用文書^(注2)を、どのような基準で保存管理していくのか、という取り組むべき課題を挙げた。

このような流れを受け、2017(平成29)年4月には、豊かな知識基盤社会を構築するため、学者、行政、企業、市民などが広く情報を交換する組織として「デジタルアーカイブ学会」が設立された。具体的には、文化的価値や国レベルの重要性に限らず、人が記録してきた経済、教育、交通などから日常生活までのさまざまな資料を対象としている。

この両者の考え方の違いは、アーカイブをどう捉えるか、という根本の違いであり、うがった見方をすれば、博物館所蔵品や美術品を扱う学芸員とそれ以外の人々の視点の違いに根ざしている^(注3)とみえる。

日本において、積極的に推進されてきたのは、文化的資源の保存や費用対効果の観点から、「文化的価値のある所蔵物」や「国が関わる重要な公文書」のデジタル化であった。

私事にわたるが、筆者がいわき市立いわき総合図書館長に就いていたときの2009(平成21)年、図書館名義で『絵はがきの中の「いわき」』を上梓した。その折、同時に図書館のデジタル・コレクションとして、一部図書館が所蔵していた絵はがきと併せて市民の好事家から借用した絵はがきのデジタル化に努め、デジタル・コンテンツとして公開に道筋をつけた。それは、背景として絵はがきを「文化的価値のある所蔵物」と認識したからであったが、図書館の性格上、あくまでも「閲覧、観賞、発信」する存在としての領域であった。



図1 市立いわき総合図書館編集の『絵はがきの中の「いわき」』と同図書館ホームページの郷土資料絵はがきサイト

3. デジタル・アーカイブ化と地方における公文書の取り扱い

では、デジタル化が推進されている「国が関わる重要な公文書」の“地方版”ともなる地方公共団体における行政文書のデジタル化についてはどうだろうか。

行政文書に関しては、2001(平成13)年の「情報公開法」および2005(平成17)年に全面施行された「個人情報保護法」との整合性を図るため、行政内部に留め置かれることが多かった。

2009(平成21)年7月には「公文書管理法」が公布(平成23年4月に施行)され、国の公文書を「国民共有の知的資源」と位置づけ、文書作成→管理→(公文書館への)移管→保存→公開がルール付けされた。このなかでは、電子化(デジタル化)も法規定された。

これまでは、主に歴史研究のために利用されてきた過去の公文書であるが、過去の文書類だけでなく一般市民の活用も視野に入れた幅広い地域の財産を将来に引き継ぐという観点から、行政

側の現有文書が保存規定に基づく重要文書かどうかという観点だけでなく、住民にとって重要かどうかの視点も加味されるようになってきた。

しかし、「公文書管理法」は、公文書の対象を国にとどめておき、地方公共団体については、具体的に明文化されていない。つまり地方公共団体においては、業務の一環で得たアーカイブのデジタル化は特段意識されず、文書を残すべきかどうかは、従来の行政における保存文書規定に基づき、処理されているに過ぎなかった。永久保存文書とされる重要事項の最終決定を中心として、文書の重要性に応じて10年保存、あるいは5年保存、1年保存などのなかで、保存文書規定に基づき、期限を過ぎた文書は半ば機械的に廃棄処分された。つまり、政策決定までの過程は組織内で共有されているものの厳密なラインはなく、誤解を承知で言えば、保存されるかどうかは、担当組織内の“資質”に負う部分を排除できない

法施行以降、地方においては「公文書管理条例」を制定して、行政文書の取り扱い方法や管理方法を明文化し、さらには「公文書館」やこれに類する施設を設置する自治体も出現している。

総務省の「公文書管理条例等の制定状況に関する調査(平成27年1月5日現在)」では、全国の地方公共団体において、公文書管理に関する規定を設けた市区町村は1,721団体中1,568(91.1%)であるが、内訳をみると、地方自治体の法的責任を明確化した条例が12団体(0.7%)、事務権限を制定した規則や事務取り扱いの行政内部規定とした要綱などが1,544団体(89.7%)、その他が12団体(0.7%)のレベルであり、条例化を果たした市区町村は極めて少数である。また、公文書館(類似名・機能を含む)では85館に過ぎない。いわき市においては、まだ具体的な動きはみえてこない。

4. 広報写真の取り扱いとデジタル化

(1) 広報写真の取り扱いと保存

地方公共団体における公文書のうち、写真・映像に関わるものとして、「広報紙」が挙げられる。

いわき市では、合併が成った1966(昭和41)年10月1日以降、市報発行を所掌する部署(実際には、広報広聴課、現在はふるさと発信課が所管)では、原則月1回、今日に至るまで、「広報いわき」を発刊し、掲載する写真を、その都度撮影してきた。市報掲載の写真以外にも、市の事業や地域の行事、風物詩などを撮影し、観光団体や報道機関など、さまざまな部署の要望にも応じてきた。

その撮影フィルムは、合併以降現在に至るまで、50万点超を数え、その都度、台帳作成のうえフィルムネガ番号を記載して整合性を持たせて保管した。しかし、物理的な取り扱いの難しさがあって、



図2 数多くの写真データから
広報紙の表紙を選定

フィルム管理は十分でなく、行政内部署や他機関・団体への貸し出し・提供などによって散逸する可能性があった。また、フィルム劣化が進み、特に彩色写真は退色が著しいものも散見された。

撮影コマ数を年ごとにみていくと、年によって差異はみられるものの、フィルム時代はおおよそ年間数千コマ数で推移した。

2000年代に入るとデジタル化の道が開かれ、過去のフィルムについて、的確な保管・管理は可能となった。しかし、合併後のフィルムにあっては、「文化的価値のある所蔵物」の位置づけを見出しにくく、したがってデジタル化に向けた必然性は薄かった。また、これまでに蓄積された膨大なコマ数を前に、費用も時間も割くことはできない状況にあった。

デジタル化は、広報写真の撮影現場における意識も変えていく。デジタルカメラの導入によって、連続撮影やデータの削除が容易にできるようになり、撮影するコマ数は飛躍的に増える。2008(平成20)年に年間9,446コマであったものが、2010(平成22)年には1万5,276コマへ、2011(平成23)年には2万コマを超え、2013(平成25)年以降は年間3万コマ前後で推移している。^(注4) 電子データであるため、他部署への提供などは容易となったが、一方で「いつでも削除、管理できる」という意識が、かえってその都度の管理意識を失わせる結果となった。増大するコマ数も、管理上の負担を強いるようになっていった。

そこからは、膨大なデジタル・データをどのように選別して保存・管理につなげていくか、という課題が浮かび上がってきたのだが、その課題は、囿らずも、フィルム・データとデジタル・データを問わず、これまでのデータ全体を、どのように処理していくか、さらにその延長として、どのように整合性を取るべきか、という新たな課題を引き出すことになっていった。

(2) 公文書を超えた取り扱いとデジタル化

市が撮影した写真や映像について、あらためて、地方自治体の行政文書や市民が撮影した写真・映像との関わりで考えてみよう。

一般的に行政文書の場合、地方自治体の施策を立案、執行するまでの過程を綴ったもので、唯一無二の存在と位置づけされる。地方自治体が撮影した写真・映像のうち、広報紙に掲載したものについては行政執行の一環として撮影されたものであり、行政文書の類と考えられるが、それ以外の写真類はどうだろうか。たとえば、市が広報紙に掲載するために風物詩を撮った写真については、公文書作成となり得るものの、在野のプロ写真家・写真愛好家などの対象とも重なり、その点では唯一無二ではない。

言い換れば、地方自治体の広報担当者などが撮影した写真・映像は、公文書としての側面を持ちながら、その一方で、公文書以外の要素も極めて多く含むことになる。

一方で、撮影機材やフィルム、各種記憶装置の機器などが住民の税負担で生み出されていることを考慮すれば、広報紙として使用されないコマについても、保存・管理・公開につながる過程を排除できないことになる。

皮肉にも、写真類のデジタル化を推進し、写真・映像の持つこれまでの概念を拡大させることになったのは、2011(平成23)年3月11日に発生した「東日本大震災」であった。

大きな被害に遭ったいわき市は、震災アーカイブとして記録するなかで、写真・映像を収集・

保存する事業に取り組むことになった。「後世に遺す」という強い機運に後押しされたものだが、市が震災写真の全部を記録することは、物理的に不可能であったことから、広く市民からの提供呼びかけを行った。このことが公文書としての領域を超えた写真類の取り扱いについて、普遍性を持たせ、さらに携帯カメラの存在がこれまでの概念を容易に取り払ったともいえる。つまり、古いモノだけでなく、新しいモノについても、幅広く後世に伝えるべき“地域の知的財産”としての概念を持つことができることになった。

いわき市の場合、具体的な事業として、2011～2015(平成23～27)年度の東日本大震災関連の記録誌を発刊すること、さらには2016(平成28)年度の市制施行50周年記念誌を発刊することのために必要な写真を選定する作業とも重なった。

デジタル・アーカイブに道を開いたのは東日本大震災であるが、これら作業を前に、震災前と震災の写真の写真を同等に扱うことは、過去と現在が地続きであることを考えれば、自明の理でもあった。デジタル化は、震災前、震災後の区別なく“将来に遺すべき財産の形成”という大前提で、散逸・消失を防ぐとともに次世代へ継承しようとする具体的な取り組みとして進められることになった。

その作業は、これら市発行物を作成する過程であると同時に、発行物で使用する写真を含め後世に保存、継承することを念頭に置いていたものでもあり、50万点超のなかから今後、公開や活用に供するに耐え得る写真として1万数千点を選択する過程で「地域画像等収集・保存・継承事業」として位置づけた。現在も、随時保存すべき写真の追加を行っている。

しかし、現実には、数多くの写真から1万数千点の写真を選別し、さらに写真説明の解説を付すことが精一杯の状況であり、公開を前提としてこれをどのように系統的に区分けするかという域にはたどりつくことができず、選別作業の過程で申し込まれた個別的な写真提供の要望については、その都度是非を判断したうえでデータを提供する段階にとどまった。系統的に保存・管理、さらには公開につなげていくことは、将来の発展形を展望したとき理想的であるものの、実現に向けた検討課題として多くがその先に控えていた。

(3) 保存・管理、公開に必要な機能

このような状況のなか、市は学識経験者、報道機関、市職員などで構成する市内部の任意組織である「地域情報化研究会」において、「多様な活用に向けた地域画像等の収集・保存・継承事業」を議題として付した。これに対し、同会においてはデジタル・アーカイブ事業への評価や技術的な観点からのあり方を協議したうえで、いくつかのポイントを示した。

さらに、同研究会では、保存・管理などの受け皿をどうするのかなど、機能を持続させるための課題も挙げられたが、この点でもう少し踏み込んでみよう。

現況を撮影した写真などは、これを扱う部署だけで対応可能であるが、時代がさかのぼりアーカイブの要素が濃くなるにつれて、学芸員や歴史研究家の専門的知見も必要となり、連携が重要視される。また、永続性が伴う保存・管理をどの部署が担えばいいのか。行政であれば、人事異動によって連続性が妨げられる可能性があり、安定的に引き継がれるかどうか、という課題が伴ってくる。市民との関わりが深いという観点に立てば、市以外の組織によって事業継続されるのが

望ましい、という考え方もある。しかし、組織的に脆弱な外部機関であった場合、維持困難に陥ったりして組織改廃につながりかねない。

また、維持管理に必要な費用確保の課題もある。日進月歩のIT業界と絡んで、どこまで安価で維持・管理につなげることができるか。また、恒常的に費用負担を伴いながら、即効果としてみえにくいことから、行政内部で事業を所掌したとしても、費用対効果に照らし合わせて継続事業から除外され、中断される懸念もある。

5. デジタル化が拡大する契機となった東日本大震災

(1) 大震災を後世に伝えるための取り組み

公的機関における既成の「文化的価値のある所蔵物」や「国が関わる重要な公文書」のデジタル化が達成され、新たな領域のデジタル化が進むにつれて、従来の枠を超えて対象が広がっていく。この流れを大きく手繰り寄せる契機となったのが、阪神・淡路大地震、中越地震、そして東日本大震災という大規模災害の系譜であった。被災地では、被害の実態や証言者の記録などをどのように記録・保存していくか、つまり、後世に何を伝えられるか、という大きなテーマと関わらざるを得ないことを、如実に突き付けられることになった。

それは、二重の意味で大きな課題となった。一つは「何が起きたのか、伝えたい」、もう一つは、「そもそも何が失われたのか、わからない」である。

国は、東日本大震災への支援として、「何が起きたのか、伝えたい」に力点を置いて、被災地の復旧・復興を後押しする施策を進める。震災以降における災害対策の状況や復旧・復興の経過、さらには個々人の体験談など広範囲に及び、「震災アーカイブ」という言葉を根付かせる契機ともなった。

資料情報の交換や、写真データと地理情報との結びつけ、共同作業による多面的な被害実態の把握など、情報技術・インターネット技術を幅広く応用することが実際に行われ、デジタル・アーカイブの可能性を実証したが、新たな課題も生まれた。

膨大なデータをどのように継承すればいいのか、という課題である。研究者とすれば、生に近いデータの方が、新たな分析や見解などにより、大震災をさまざまな角度で再構築できる範囲が広がるが、被災者や一般住民にとって、防災や伝承などの面で、ある程度の解釈や教訓を意図的に入れ込まなくては、継承の役割を果たせない、という側面が出てくる。極端なたとえであるが、そこにはデジタル・データを何のために保存し、活用するのか、という根本的な問いが投げかけられている。それを大きな課題としてクローズアップさせたのが、東日本大震災であったとみることができる。

では、もう一つの「そもそも何が失われたのか、わからない」はどうか。大震災を機に文化的価値のある伝統行事・祭を復活させ、それ以前の失われた記録を記憶によって呼び起こし、デジタル化する活動が行われている。国の支援もあって、危機感を持って捉えられ、大学や研究者、地元住民の間で積極的な展開を示している地域もある。

しかし、その動機づけとその後の展開の中心は、あくまでも“震災以降”をどうするか、とい

う問いに根ざしたものである。震災以前と震災、それに震災後、という歴史的な連続性の視点はほとんど注視されていない。あったとしても、対象としては、震災を機に失われてしまう、あるいはその危機にある地域の伝統行事・祭などにとどまっている。

そこには、営々と築かれてきた地域の歴史・生活との関連性を踏まえ、歴史過程のなかで震災を捉えようとする視点に欠けている。

(2) 震災記録・記憶を遺すための施策

震災以降、震災関係者だけでなく、多くの市民がその状況を捉えようと、津波・地震の惨状や復旧・復興などの経過を、映像、写真、証言など、さまざまな意思とカタチで遺そうとしてきた。それはいわき市を含め、被災した東北地方太平洋沿岸の市町村にとって、被災規模の大小こそあれ、共通した取り組みであった。

いわき市においては、いわき明星大学震災アーカイブ室が福島県浜通りを対象にして震災アーカイブ「はまどおりのきおく」を開設し、資料・映像・写真などの収集に努めた。

市行政も、2012(平成24)年度の『いわき市・東日本大震災の証言と記録』、2013～15(平成25～27)年度の『東日本大震災・復興のあゆみ』などを発行するとともに、震災に関する映像、写真、記録などのアーカイブ化に努めてきた。

その後、いわき市は現在、平薄磯地区に震災メモリアル施設の設置を準備しており、施設の中に盛り込むべく震災アーカイブ機能を、いわき明星大学震災アーカイブ室が担っている。

(3) 震災アーカイブの視点に必要な歴史アーカイブ

アーカイブの視点で見ると、被災したほとんどの市町村で行われているのは、当然のことながら震災の発生した2011(平成23)年以降を対象とした、震災アーカイブの形成であった。それは国支援を得た、市町村の事業として受け止められ実施に移されている。震災から7年、被災地では復旧・復興のためのさまざまな事業が展開されて、現在も継続中である。

4(1)で触れたように、そのほとんどはあくまでも「震災以降」であって、基準は震災時を起点にしている。各種事業の性格上、それは当然であるが、果たしてその震災時点として固定してよいのだろうか、という疑問に対し、関係者はどのような考えを持つだろうか。

震災アーカイブを復興の分野に広げたとき、たとえば産業面、特に漁業分野で考えれば、2011(平成23)年の起点に立つだけでよいのか、ということを考え合わせれば、理解が得やすい。たとえば、いわき市にとって漁業の存在は震災時点だけで捉えきれものではない。



図3 市民に開かれている、いわき明星大学「東日本大震災アーカイブ室」

他の地域においても、有史以来さまざまに変容し、震災時点に至ったことを考え合わせてみると、「震災以降」という視点だけに特化することには疑問を呈さざるを得ない。

このような課題を掘り起し、いわき市が推進している「地域画像等の収集・保存・継承事業」においては、歴史の継続性を踏まえ、活用方針として「アーカイブの展開」を掲げ、「震災メモリアル事業と連携し、震災記録を後世に継承」を項目化している。

(4) 震災アーカイブのコンテンツ形成

国立国会図書館内の東日本大震災アーカイブでは、2015(平成27)年2月26日現在、被災した地域における36の地方公共団体、図書館、研究機関などと横断検索できるようなサイトを構築している。その点数は写真約64万点超、映像1万点超を数える。これは被災地および関係地域における震災アーカイブのネットワークによる全体像でもある。

これらを仔細にみていくと、各機関が広範囲を所掌しているため、映像・写真だけでなく、いずれの項目についてもカテゴリとしては、旧市町村単位というように、地域的な区分けにとどまっておらず、震災によってどのような事態に陥り、震災はどのような分野に影響を及ぼすのか、という根本的な課題を見出す手がかりとは成り得ていない。

写真だけを取り扱っている「東日本大震災写真保存プロジェクト」(YAHOO! JAPAN 運営)では市町村別の括りだけであり、そのほかの機関・団体にしても行政にしても、写真類の検索に際して、「避難所」や「救助」などの震災の状況を個別に括る手法を取りにくく、任意のキーワード検索に依存しているのが現状である。

市町村では、場所別に被災の状況を掲載(宮城県塩竈市、同岩沼市)している例が多い。場所以外のカテゴリ分けをしているのが、岩手県大槌町である。同町では、①行政、②捜索・救出、③医療・福祉、④がれき・啓開・インフラ復旧、⑤復興まちづくり事業、⑥ボランティア・外部支援、⑦住民(住居：避難所、仮設住宅、災害公営住宅)、⑧住民(イベント、災害対策、学校など)、⑨産業再生の9項目のカテゴリ分けをしている。

宮城県名取市においては、震災後1年間の写真記録を冊子化しており、被害状況を、①地震動被害、②津波来襲、③津波被害、④火災、⑤道路啓開、撤去、⑥救助・捜索、⑨生活、⑩仮設住宅、⑪支援、⑫内外要人訪問、⑬復旧、復興、⑭震災前後比較、の14にカテゴリ分けをしている。

これに対し、広域多核都市、原発事故近隣都市のいわき市においては、宮城県や岩手県の各市町村とは様相を異にしており、また復旧・復興策についても、原子力発電所事故の影響、内陸型の誘発地震、双葉郡からの避難者受け入れ、風評などの課題が複合的に上乘せされており、この複雑多岐にわたる被災をそれぞれ項目立てするとともに、項目内容によっては、いわき市を構成する旧市町村単位に区分けする必要がある。さらに、約60kmに及ぶいわき市の海岸線では、海岸形状によりさらに細分割したカテゴリが必要となる。

これらのカテゴリ分けは、大震災の状況を後世に遺す、あるいは今後の減災対策や防災教育、学術研究を实践するうえで、不可欠なアプローチと考えられる

以上のことを考慮に入れ、いわき市におけるカテゴリ分けを次のように挙げてみた。

〔1〕震災時、震災直後

① 津波被害(市内海岸線を20地区に区分。海岸部は地震被害と津波被害の区分ができないことから、津波被害に統合。復旧・復興事業に着手するまでを対象)、② 地震被害(旧市町村単位に分類)、③ 津波避難状況、④ 搜索活動、⑤ 生活物資の不足(商店、スーパーなど)、ガソリン・灯油不足、ガソリンスタンド

〔2〕震災復旧対応

⑥ 市災害対策本部、市復興対策本部、各審議会など、⑦ 被災建物、建物解体、がれき処理・集積場、⑧ 市外の市町村・団体の支援、⑨ 被災証明を受けての家屋調査、⑩ 避難所、⑪ 炊き出し、⑫ 放射性物質、安定ヨウ素剤、除染、⑬ 給水、下水処理、⑭ 医療機関、健康相談、生活再建相談、⑮ メッセージ、被災跡アート、⑯ ボランティア活動、⑰ 小・中学校生活、⑱ 交通機関・道路の復旧、通信(テレビ、張り紙など)、⑲ 応急仮設住宅、仮設商店街(旧市町村単位に分類)、⑳ 防潮堤復旧・かさ上げ工事、防災緑地建設、河川堤防かさ上げ工事(旧市町村単位に分類)、㉑ 被災建物の復旧、施設・商店の再開

〔3〕震災復興対応

㉒ 災害公営住宅、復興公営住宅(旧市町村単位に分類)、㉓ 震災復興土地区画整理事業、住宅再建(旧市町村単位に分類)、㉔ 防災集団移転事業(旧市町村単位に分類)、㉕ 新エネルギー導入、農林水産・商工業の復興、㉖ 風評被害キャンペーン、復興イベント、㉗ 双葉郡との会議、双葉郡からの避難者と市民の交流、㉘ 各種復興関連会議、要望など、㉙ 皇室訪問、政府視察

〔4〕ポスト大震災対応

⑳ 各種災害応援協定、㉑ 震災後の津波対策(表示、避難路)、㉒ 津波避難訓練、防災訓練、㉓ 追悼、慰霊祭、㉔ 慰霊碑、モニュメント、㉕ 震災遺構、遺品(物)、語り部、㉖ 震災前、震災、震災後の定点撮影(旧市町村単位に分類。一部、再掲)

以上は、暫定的な項目分けではあるが、いずれも実際に震災対応として生じた事象であり、これを項目として括ることによって、災害時に何が起こるのか、何が課題となるのかを明らかに提示し、ひいては市が建設を予定している震災メモリアル施設に何らかのかたちで反映できるものと期待される。

6. 地域デジタル・アーカイブ(写真・映像)サイトの構築

(1) 全国における写真・映像のデジタル化に関する取り組み概況

① 収集・保存の現状

ここで、震災アーカイブのような要素を含め、全国における写真・映像のデジタル化の取り組みをみてみよう。「地域画像等収集・保存事業の今後の進め方」^(注5)によると、地域に関するデジタル・アーカイブ・サイト(地域画像等が掲載)は、全国で30か所を数えるだけであり、全国自治体数からすれば、この事業展開はまだ初歩の段階にある。

30か所における収集写真数をみると、「多数」としているのは13か所で、なかには国立国会

図書館内の東日本大震災アーカイブのように、被災地のアーカイブ全体数を取りまとめ、その結果、写真約64万点超、映像1万点超としている例もある。残る17か所では、1万点内外が2か所で、他はいずれも1,000点以下、もっとも少ない例では19点であった。

また、写真の分類方法をみると、場所別、年代別、分野別などさまざまである。所有枚数が少ない個所では、地図上との突合を示している例もある。

総じてみると、写真をどのように位置づけるか、によって収集の仕方も異なることがわかる。図書館・文書館が収集する場合、文化的な価値を主体としている例が多い。首長部局では観光PRの一環として収集する例もある。市民募集による収集では、図書館(教育委員会)、首長部局のいずれかにおいて実施している例がある。

② 「小田原デジタルアーカイブ」のカテゴリ分け

神奈川県小田原市の「小田原デジタルアーカイブ」は、2010(平成22)年、市制施行70周年を記念して市民公募で開始された事業であり、市公式ホームページ内で運営されている。

ホームページの入口には、「条件から探す」「地図から探す」「年表から探す」の三つが表示されている。最初の項目「条件から探す」では、「ジャンル」(「文化」「イベント&スポーツ」など11項目)、「年代」(「明治」「大正」など4項目)、「地域」(「中央地域」など6地区)の三つに区分されている。さらにキーワードを入れることにより絞り込みが行われるようになっており、サンプルとして注目されているキーワード20種が提示されている。

写真個票には、識別子、著者/作者、年代、地域、撮影場所、カテゴリ、関連キーワードの項目でそれぞれ記入されている。全体で728点が収められており、カテゴリ別では重複で写真が登録されている。



③ 「高津区ふるさとアーカイブ」のカテゴリ分け

神奈川県川崎市の「高津区ふるさとアーカイブ」は2012(平成24)年4月、高津区制40周年を記念して行われた事業として、区の歴史を物語る写真などの収集を開始し、2014(平成26)年4月からデジタル・アーカイブとして整理して写真資料を公開した。

高津区の場合は、最初の項目である「テーマと時代から写真を見る」では、「テーマ」を縦軸(「街道の街並み」「水辺の風景」「交通とまちづくり」など13項目)、「時代」を横軸(「戦前・戦中」など4項目)に組んで、それぞれの項目



図4 「高津区ふるさとアーカイブ」
(<http://takatsufurusato.sakura.ne.jp/>)

をクリックすると、当てはまる写真群を見出す仕組みとなっている。また、区内25地区のそれぞれから入ることもできる。

アーカイブ写真として、全体で1,441点が収められている。

(2) 他事例のカテゴリ分けといわき市の場合

先行事例を挙げてみたが、いずれの場合もいわき市の収集数に比べ大きく下回っており（必ずしも、質が下回っていることではない）、いわき市がこれらのカテゴリ分けをそのまま引用することが適切なかどうか、判断がつきにくい。

地域別では、小田原市、川崎市高津区ともに、それまで歩んでいた合併前の地区別などから区分されており、これをいわき市にあてはめれば、合併前の市町村による地区分けが妥当なところであるが、平地区に限ってみるだけでも、多くの写真データが存することから、絞り込みによる検索を容易にするため、さらに平市以前の分けを考慮する必要も検討に値するであろう。それは、平地区以外の地区においても同様となる。

次に、時代区分であるが、両者ともに異なる分けをしている。カテゴリ分けを小田原市、高津区の例を取り出してみると、以下のとおりとなる。

表1 先行事例における写真のカテゴリ分け

項目	小田原市	川崎市高津区
テーマ別	①文化、②イベント・スポーツ、③社会・福祉、④子ども・教育、⑤産業・観光、⑥自然・環境、⑦災害、⑧平和、⑨都市・交通、⑩建物・施設、⑪行政	①街道の街並み、②水辺の風景、③溝口駅の変遷、④戦争、⑤交通とまちづくり、⑥産業いろいろ、⑦芸術・文化、⑧子ども、⑨市民活動とイベント、⑩神社・仏閣・石造物、⑪役場・公共施設、⑫人と暮らし、⑬移り変わるまちの風景
時代別	①明治、②大正、③昭和、④平成	①戦前・戦中、②戦後～高度経済成長期、③高津区誕生以降、④溝口駅再開発以降

注) いずれも、各ホームページから作成。

表1では、小田原市よりも高津区の方が、より具体的に示している。それは時代別も同様である。共通しているのは、場所とテーマ、時代をクロスさせていることである。

いわき市の場合、場所とテーマのクロスはあり得るが、特定の場所よりも「テーマ」に比重を置いたカテゴリ分け（たとえば「子どもの遊び」では、写真背景によってはテーマのみのカテゴリだけで、地区の選別は必要ない）をした方が的確とする写真も多いものとみえる。

また、テーマをいわき市に比して想定してみると、表1にはみえない、「漁業」「炭鉱」は表の「産業」のカテゴリに収まることはできないほど、大きな割合を占めることが考えられる。

7. デジタル・データ(写真・映像)の期待・効果

これまで、写真・映像の保存・保管の手法について、考察してきた。ここでは、その延長上にある活用法についても触れてみる。

① 資料の破損・劣化防止

② 資料検索

③ 広がる多様性

まず挙げられるのは、「資料の破損・劣化防止」である。デジタル化することにより、古文書、写真、映像など、紛失・消滅の危機から守り、破損の恐れも必要なくなる。

次に、「資料検索」である。地域の姿を記録として遺し、地域社会がさまざまに活用できるデータベースとなり得る。データベース化により、さまざまな角度からの資料検索ができるようになる。

さらに、「広がる多様性」である。取り扱いが容易であるという特性を活かして、さまざまな場面で写真・映像を利活用することにより、地域の愛着を醸成し、街の持続性や歴史認識を深めるきっかけづくりとなる。さらにはまちづくりの起爆剤となり得る。

④ 新しい表現の実現

「新しい表現の実現」もデジタル化の大きな特徴となる。

これは実際の例だが、2010(平成22)年、市立いわき総合図書館の事業として、『映像で綴る平・1956』を制作し、貸し出しに供した。元々16ミリフィルム私蔵物で、音声もなかったものをデジタル化したうえで、原版にストーリー性を持たせるため、コマの入れ替え、ナレーション、音楽の挿入などを施して、理解しやすく加工したものであった。

年配者には懐かしいものであるが、それだけでなく、再編集してわかりやすく、親しみやすく解釈することにより、世代を超えて地域理解を深めるきっかけづくりとなり得た。

⑤ 時間的、地理的な制約を超えた資料提供

「時間的、地理的な制約を超えた資料提供」も可能となる。コンピュータを用いることによって、どこからでも資料にアクセスし、同時に多くの利用者に情報提供できて、学校教育や生涯学習を通じ、地域教育の活用や次世代への継承として役立てることができる。

筆者は、2017(平成29)年、湯本第三小学校および長倉小学校で、小学校4年生を対象に授業をした。地域全体で子どもの成長を支えていく形態として、教育委員会と公民館、学校が協働で推進する「学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業」の一環として実施されたもので、コーディネーター(常磐公民館職員)やアドバイザー(社会教育指導員)が、常磐地区小学校との調整役に立って連携を進めた。その過程で、かつて常磐地区を支えてきた「炭鉱」や「石炭」「温泉」をテーマとすることになり、座学として、地域を研究する筆者が授業の担い手として派遣された。その

際に使用したのが、デジタル・アーカイブで収集した写真データであった。

2016(平成28)年3月には「小名浜100年ヴァーチャル体験実行委員会」が、ヴァーチャル・リアリティ技術を駆使して一般市民向けの発表会を開いた。題材となったのは、1950～1960年代における小名浜の港や街であり、制作に当たっては、まちづくり団体、デジタル写真の管理者、学生などが取材やワークショップを繰り返して、成果品につなげた。

このとき基となったのが、デジタル化された小名浜の港や街並みの写真であった。ここでは、古い素材を中心にさまざまな人が関わり、新しい技術というフィルターを通して、古い素材に立体感を持たせたのである。加えて、この制作過程で関わったさまざまな人の思いを結びつけたという点で、別な効果ももたらしたとみるべきだろう。



図5 デジタル・アーカイブを基に、教材を作成(長倉小学校、湯本第三小学校)

8. まとめ(いわき市におけるデジタル・アーカイブの展開)

2017(平成29)年4月、「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会」が「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」を示した。この背景として、「我が国においては、2000年代前半から、書籍、公文書や文化財等の分野ごとに、デジタル・アーカイブの構築が進められてきており、一定の成果を見つつある。一方で、分野横断的なアーカイブの連携に関する取組や海外発信を含めたその利活用について検討の遅れが指摘されている」と課題を示している。

あくまでも、国レベルにおける課題の指摘であるが、地方においては、利活用どころか、依然として文化財などのアーカイブに関するデジタル化の域を出ていない。また、地方では公文書の保存・保管とデジタル化の関連性を持たせて将来につなげる意識が薄いことは、これまでみてきたとおりである。

いわき市はそれぞれ特徴を持つ14市町村の合体都市であり、いわき市を総体として捉えようとして、アプローチしたとき、知り得るのは、ほんの一部である。地区ごとに明らかにしたうえで全体を考えていかない限り、いわき市の全容にたどり着けないことは、これまでのいわき市半世紀の歴史をみれば、明白である。つまり、いわき市を知るには、個々の地域の特徴を明らかにすることが必須となる。

しかし、14市町村の垣根を取り払うことに腐心するあまり、個々の地域を歴史的に捉えながら行政に活かすことは十分とは言い難かった。このような状況に風穴を開けたのが東日本大震災のデジタル化による震災アーカイブであるが、あくまでも各地域に寄せる視点は「震災後」である。

震災の状況を“後世に遺す”という機運は、災害・防災研究者や関係者には強く指示され、強い潮流となって大きな支持を得ていくようになるが、一方で、歴史研究者、写真・映像に関わる関係者などにとって、地域をフィールドにした場合、同じ写真や映像というツールでありながら、震災前と震災後を分ける結果になっている。状況はまったく異なるが、現象面をみると、日本が第二次世界大戦終結の前後を区別してしまい、先人からの思いを断絶してきた、戦後における地域・歴史教育の流れと似ている。^(注6)

鍵となるのは、写真や映像のアーカイブが現代につながり、将来を展望するツールを容易に引き出せる可能性を、共有認識できるか、加えて、何にも増して、地域的な知的財産として遺すべき、という共通認識を住民全体で持てるかという根本的な問いにどう答えを出すか、という課題と直面することになる。

たとえば、市南部に位置する岩間町の様子を震災前から震災を経て、震災復興という時代・社会変遷のなかでみていくとき、さまざまなことがみえてくる。河川路の変更、発電所の建設、高潮防止の防潮堤建設、道路の付け替え、東日本大震災、震災後の復旧・復興。この5枚の写真データを並べてさまざまなことを知り得るだけでなく、これら写真の加工により、新たな解釈や発見、理解が生まれる。これこそ、デジタル・アーカイブの神髄であるといえる。

「平成の大合併」≒「広域合併」に対して、半世紀前に先鞭をつけた、いわき市。広域多核都市であるからこそ、個々の地域への視線、すなわちきめ細やかな取り組みが必要となる。これを効果的に提示する方法の一つとして、写真・映像によるデジタル化を踏まえた「い



図6 市内南部、二級河川・鮫川河口域に位置する岩間集落。道路は集落のなかほどを通る〔1955(昭30)年頃 荒木良次氏撮影、大野章子氏提供〕



図7 遠方に見えるのは、建設が始まった常磐共同火力発電所〔1957(昭32)年 おやけこういち氏所蔵〕



図8 河川改修によって砂州が拡大。高潮対策のため、防潮堤が海岸よりに建設。道路も海岸よりに付け替えられた。〔1996(平成8)年 いわき市撮影〕



図9 東日本大震災の大津波は防潮堤を破壊。集落は大きな被害
〔2011(平成23)年3月18日 佐川紘一氏撮影〕



図10 防潮堤のかさ上げ、道路の付け替え、防災緑地の建設が
それぞれ進行。新しい集落はその背後に配置
〔2016(平成28)年1月 いわき市撮影〕

わきアーカイブ」の取り組みが、「地域の知的財産」の認識を深め、長い目でみて、まちづくりの基礎としてつなげることが期待される。

注

- (1) 「Digital Archive」は、「デジタル・アーカイブ」とすべきだが、「デジタルアーカイブ」という使い方もあり、統一していない。ここでは固有の使い方以外は、「デジタル・アーカイブ」とする。
- (2) たとえば、膨大な行政文書。国のメールによる内部文書の取り扱いが公文書としてどう扱うべきかの判断をめぐって、国会で大きな物議を醸し出した経緯が記憶に新しい。
- (3) 後藤真「アーカイブスからデジタル・アーカイブへ」(『アーカイブのつくりかた』所収) 103-107ページ。
- (4) いわき明星大学・中尾剛氏「地域画像等収集・保存事業の今後の進め方」19～21ページ。
- (5) 前掲書「地域画像等収集・保存事業の今後の進め方」13ページ。
- (6) その背景や過程について、筆者は『いわき明星大学人文学部紀要第28号(2015年3月)－「近・現代における地域を学ぶ機会の創出」』で触れた。

小宅幸一：“いわきデジタル・アーカイブ（写真、映像）”が持つ発展の可能性

引用・参考文献

- 「アーカイブスからデジタル・アーカイブへ」 後藤真 『アーカイブのつくりかた-構築と活用方法入門』 勉誠出版(株) 2012年
- 『国立国会図書館東日本大震災アーカイブの現状と課題』 国立国会図書館電子情報部 平成27年
- 「地域画像等収集・保存事業の今後の進め方（いわき市ふるさと発信課委託事業）」 いわき明星大学・中尾剛 平成29年
- 「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」 デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会 平成29年

(おやけ こういち／地域社会学／いわき明星大学地域基盤型客員教授)